# 第14回 和解契約・無償契約(好意型契約)

2016/12/02

松岡 久和

# 【和解契約】(274-276頁)

- 1 和解契約の意義と要件
  - ・ 互譲による紛争の終結 (695条)。 双務有償契約
  - ・和解の種類

| 民法上の和解 | 訴え提起前の和解 (民訴275条)

- 裁判所の関与する和解 ─ 裁判上の和解 ─ 訴訟上の和解 (民訴89条) 調停 (民調、家審257条:調停前置主義)

裁判上の和解や調停で調書が作られると、債務名義としての効力がある

### 2 和解契約の効果

Case 14-01 XがYに対して起こした売買代金請求訴訟において、Xが仮差押したYの「金菊印特選苺ジャム」150箱をYが代物弁済として提供する代わりに、XはYの債務を免除し訴えを取り下げる旨の裁判上の和解が成立した。ところが問題のジャムは安物の林檎や杏がほとんどの粗悪品であることが判明したので、Xは訴訟を続行した。Yは、和解契約によりXの訴は不適法となった、少なくとも債権は消滅したので請求は棄却されるべきである、と主張する。

・和解契約の確定効(696条)と錯誤主張

|判例||大判大6・9・18民録23輯1342頁 (無効な転付命令の有効性誤信)

P261 (金菊印苺ジャム事件-和解による代物弁済目的物の品質錯誤・瑕疵担保より優先)

和解と後遺症⇒損害賠償債権の個所に譲る

### 【贈与契約】(210-212頁)

#### Case 14-02

- ① X は Y に対して土地甲の贈与を約束したが後悔している。贈与をやめることはできないか。
- ② X は Y の 釣果から一匹の鯖をもらったが、その鯖はすでに傷みかけていた。 X は Y に代わりを請求できるか。食して食中毒になったら X は Y に責任が追及できるか。
- ③死期が迫ったと感じたXは、13歳の長男に自己所有の土地・建物を与えたい。この場合、贈与と死因贈与と遺贈では、どこに長短があるか。

#### 1 贈与契約の意義・法的性質・社会的作用

- ・無償・片務・諾成契約 (549条) ←→諸外国の立法例は要式行為とするものが多い
- ・多様な社会実態を含む(互酬的贈与、相続の前倒し、寄付、扶養 etc.)

参考 DCFR IV.-H.-2:101条は書面を要するとの原則を定め、同VI.H.-2:102条で現実贈与・事業者による贈与・放送や出版物による公衆への贈与を例外とする

#### 2 贈与契約の成立と撤回

- (1) 贈与契約の成立
  - ・他人物の贈与契約は有効か疑義有

改正法 「自己の財産」⇒「ある財産」

- ・背景事情・動機は考慮されるか→4:フランス法ならコーズの問題の1つ。
- (2) 書面によらない贈与の「撤回」

改正法 「撤回」⇒「解除」

- ・撤回とその限界 (550条) ←①贈与意思の明確化、②軽率な贈与の防止
- ・「書面」要件の意義と例

判例 P159 (司法書士への移転登記手続依頼の手紙)

・「履行」要件の意義と例 ※所有権移転は?

|判例 P160 (所有権移転と間接占有の移転)

P161 (建物の所有権移転登記、引渡し未了)

### 3 贈与契約の効力

- ・財産権移転義務、引渡し・移転登記協力義務、善管注意義務 (400条)
- ・贈与者の弱い担保責任 (551条)

改正法 新551条:担保責任⇒引渡義務等、1項:特定時の状態での引渡し・権利移転 の意思を推定

- 4 特別事情による贈与契約の失効(撤回ないし解除)
  - 受贈者の忘恩行為や贈与者の窮乏 | 判例 P162 (負担付贈与?忘恩行為?)
- 5 特殊な贈与契約とその周辺
  - (1) 定期贈与(552条) ※定期行為(542条)の「定期」とは意味が違うので注意
  - (2) 負担付贈与(553条)

判例 P164 (負担履行済の死因贈与は1022条による撤回不可)

- (3) 死因贈与(554条)
- |判例 P163 (方式を除き1022条の準用を肯定)
- (4) 寄付-最終的な受領者のための信託的譲渡
- (5) 遺贈(964条以下)
- (6)「相続させる」遺言

# 【**使用貸借契約**】(228-230頁)

#### Case 14-03

- ①XがYから無償で借りている家の外壁に欠陥があり雨漏りが生じた。XはYに対 して修繕を要求できるか。雨漏りによりXの家具が傷んだ場合はYに何らかの請 求ができるか。
- ②使用借主Xは、貸主Yから目的物の所有権を取得したZの立退請求を拒めるか。
- ③契約に期間も目的も定めていない場合、貸主は、どういう状況になれば契約関係 を終了させて返還を請求できるか。

### 使用貸借の意義・法的性質・社会的作用と成立要件

- ・返す債務を中心に構成された片務・無償・要物契約 (593条)
  - |改正法 | 諾成契約化 (新593条) +書面によらない貸主の交付前の解除権 (新593条の2) ←経済取引の一環として行われる場合の貸主の貸す義務を肯定。贈与との均衡
- 親族間などの特殊関係(人的な信頼関係)に基づく場合には合意の認定は容易でない
- |判例 最判平8・12・17民集50巻10号2778頁(遺産分割前の共同相続建物の利用)

#### 2 効果

※借地借家法の適用の余地がないことにも注意

- (1)貸主の義務と責任
  - ・借主の使用・収益の忍容義務
  - ・例外的な瑕疵担保責任(596条→551条1項)※改正法により551条1項が変わっていることに注意
- (2) 借主の権利義務
  - ・用法遵守義務・譲渡転貸の原則禁止(594条)
  - ・通常の必要費と特別な必要費や有益費の区別(595条)
  - ・契約終了時の原状回復返還義務と収去権(593条・598条)
- (3) 第三者に対する関係
  - ・使用借権には対抗力が欠け、不法妨害者に対しても占有訴権のみ。

#### 3 終了

- ・①返還時期の定めがある場合(597条1項=新597条1項)
  - ②返還時期の定めがない場合(597条2項=新597条2項・新598条1項・2項)

イ 目的の定めがある場合 (1)目的達成時 (同条本文)

(2) 相当期間経過後は解除・即時返還請求可能(ただし書)

ロ 目的の定めがない場合(597条3項=新598条2項) 貸主は随時返還請求可能

|判例 最判昭42・11・24民集21巻9号2460頁(家族間紛争による目的の喪失)

最判平11・2・25判時1670号18頁 (使用収益をするのに足るべき期間の経過の肯定例)

③借主の死亡(599条=新597条3項)←→賃貸借なら相続

<u>改正法</u> ①契約の当然終了の場合(新597条)と解除による終了(新598条)に再編 借主による随時の契約解除を新設(新598条3項)

②終了時の収去義務・収去権・損傷の原状回復義務を詳細化 (新599条)

・後始末関係の短期期間制限 (600条)

改正法 貸主の損害賠償請求の期間制限について時効の完成停止を追加(新600条2項)